

I C T活用工事（試行）に関するFAQ

Q 1 試行工事を受注し、I C T活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 1 「施工者希望型」は、I C T活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、I C T活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。
なお、I C T活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に報告した上で、従来の基準に基づき、施工してください。

Q 2 I C T活用にかかる増額費用については、どうなるのか。

A 2 試行工事において、I C T活用工事を実施した場合は、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 3 一部の施工プロセスでI C Tを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。

A 3 3次元起工測量から3次元データの納品までの施工プロセスにおいて、I C Tを一部に活用した場合についても、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。
なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上はしません。

Q 4 I C T活用工事以外の工事で、I C T活用工事を実施したい場合はどうすればよいか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。

A 4 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、I C T活用工事を実施することができます。
なお、この場合、「岡山県土木部所管工事におけるI C T活用工事試行要領」を適用することとし、国の「I C T活用工事積算要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 5 I C T活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。

A 5 監督員の評価項目である「創意工夫」において、I C Tの5つの施工プロセスのうち、幾つのプロセスを実施したかで次のとおり加点評価します。

- ・ 5プロセス全部を実施した場合 7点
- ・ 4つ又は3つのプロセスを実施した場合 5点
- ・ 2つ又は1つのプロセスを実施した場合 3点

Q 6 ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評価による加点はあるのか。

A 6 工事成績評価において、ICT活用工事と同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が1,000万円以上の工事に限ります。

Q 7 河道掘削工事において、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評価による加点はあるのか。

A 7 河道掘削工事については、工事成績評価を省略する工事ではありますが、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評価を行うこととし、同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が1,000万円以上の工事に限ります。

Q 8 国では、土工以外にもICT舗装、ICT浚渫などを実施しているが、県ではその予定はないのか。

A 8 ICT土工の普及状況や国、他県等の動向を踏まえ、検討していく予定です。